

平成15年(ワ)第5034号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

主 文

神戸地方裁判所が平成15年(ワ)第344号債権差押命令申立事件について平成15年4月4日なした債権差押命令を取り消す。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

別紙申立書写しのとおり

第2 当裁判所の判断

1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

(1) 申立人(債務者)の相手方(債権者)に対する債務は、申立人(債務者)の夫が相手方(債権者)に対して負った債務を連帯保証したものであるが、申立人の夫は肺結核に罹患し、平成15年2月[]から3か月以上の入院加療を要することとなって、支払不能となったことから、申立人(債務者)は、夫とともに当庁に破産を申し立て、平成15年3月[]に破産宣告を受け、同時廃止決定を得た後、同年5月[]に免責決定を得た。

相手方(債権者)はこれに対して抗告中である。

(2) 所得税を除いて申立人(債務者)に支給された平成14年12月及び平成15年1月の給与の額はそれぞれ17万5000円であり、[]株式会社(第三債務者)が本件差押に基づいて同年5月及び同年6月に相手方(債権者)に支払った金額はそれぞれ4万3750円(振込手数料を含む。)である。

(3) 申立人(債務者)は現在62歳であるが、民事再生法241条3項の政

令で定める再生債務者の最低限度の生活を維持するために必要な1年分の費用を算定すると、その額は188万円であると相手方（債権者）は主張している。

2 判断

- (1) 以上の事実を総合すると、申立人（債務者）の給与の額は、差押をされない状態でみると、所得税を除いて月額17万5000円であり、年額にすると210万円になると認められ、相手方（債権者）の主張する申立人（債務者）の最低生活費を22万円上回ることになる。しかし、この給与額については住民税や社会保険料が控除されていない。所得税の他に住民税や社会保険料額を除く申立人（債務者）の収入が年額でどれだけになるか明確に算定するに足りる資料はないが、本件差押えがなされている間は、毎月約17万5000.0円の4分の1である4万3750円が差し引かれるので、申立人（債務者）の収入は月額13万1250円、年額では157万500.0円となって、相手方（債権者）が主張する申立人（債務者）の最低生活費に満たないことは明白である。

申立人（債務者）の収入額が最低生活費を年額にして22万円上回っているとしても、同人の年齢や夫の健康状態からみて、今後は医療費がかさむことも予想されるので、控除すべき住民税や社会保険料額が控除されていないことと併せて考慮すると、申立人（債務者）の収入は最低生活費程度であると推測できる。

- (2) また、上記破産手続の進行状況からみて、今後間もない時期に免責決定に対する抗告審の決定がなされることが見込まれ、申立人（債務者）については、免責不許可事由があるのにもかかわらず、特に裁量的に免責されたという事情は窺われないので、免責決定はそのまま維持される可能性が大きい。

そうすると、本件差押えについてはこれを取り消すのが相当である。

3 よって主文のとおり決定する。

平成15年7月10日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判官 重 吉 理 美

[Redacted signature block]

[Redacted signature block]

当事者目録

神戸市

申立人（債務者）

申立人代理人 弁護士中山知行

大阪市

相手方（債権者） 株式会社

代表者代表取締役

（相手方送達先）

神戸市

株式会社 支店

神戸市

第三債務者 株式会社

代表者代表取締役

差押禁止債権範囲変更申立書



当事者 別紙当事者目録記載の通り

申立の趣旨

神戸地方裁判所が平成15年(ル)第344号債権差押命令申立事件について平成15年4月4日になした債権差押命令を取り消す。
との決定を求める。

申立の原因

- 1 申立人(債務者)は、平成15年5月[]に神戸地方裁判所で免責決定を得た。
- 2 相手方(債権者)は、これに対し、大阪高等裁判所に抗告をなしているが、申立人の免責については、全く問題がなく、ただ、給料の差し押さえの期間を延ばすためだけの抗告であることは明らかである。相手方は、免責審問期日にも出頭せず、免責に対して異議さえ出していない。また、抗告理由を記載した書面の提出も未だなされていない。
- 3 そもそも、申立人が相手方に負っている債務は連帯保証債務であり、その主たる債務者は夫である[]であるが、同人も平成15年5月[]に神戸地方裁判所で免責決定を得ている。[]がその債務を支払えなくなったのは、同人が肺結核に罹患したことにより勤務先を解雇され、診療所に入院せざるを得なくなったためである。
- 4 申立人の給料は、月額手取り14万円程度であるのに、その4分の1を差し押さえられると健康で文化的な最低限度の生活を送ることすら困難となる。
- 5 さらに言えば、そもそも[]の相手方に対する419万円余りの債務は、[]が十数年支払続けた貸金業者数件の残債務を一括弁済するための借換え資金であり、本来ならば、[]が弁護士に依頼して債務整理をすれば明らかに過払いで不当利得返還請求できた債務ばかりである。相手方が[]に借換えを勧めたこと自体、非常識きわまるものである。
- 6 よって、申立人は、民事執行法153条1項に基づき、申立の趣旨記載の決定を求めるものである。

平成15年6月25日

送達場所

貼用印紙	円	受付者	
予納郵券	2150 円		

1

申立人代理人 中山知行



TEL 078-371-

FAX 078-341-

神戸地方裁判所第3民事部御中

これは正本である。

平成15年7月10日

神戸地方裁判所第三民事部執行係

裁判所書記官 横川 貞

